

[誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成] 実証事業 Q & A

問1 ここで言う「誘客の多角化」とはどのようなことか。

○将来的なインバウンドへの活用を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行スタイルの変化に対応し、地域が新たな旅行スタイルを確立することにより、新たな市場開拓などに繋がることを想定しています。

問2 これは補助金とは異なるか。補助率等はないということで良いか。

○補助金ではありません。支援対象経費について、上限2,000万円、国費100%の事業です。

問3 事業実施にあたって、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。

○調査事業者（事務局）からの概算払いや都度精算は対応できません。ご留意の上、応募を検討ください。

問4 精算時に領収書は必須なのか。例えば請求書のみで精算は可能か。

○支払を確認できる領収書がなければ調査事業者（事務局）による支払ができません。ご留意の上、応募を検討ください。

問5 次年度への事業の繰り越しは可能か。

○次年度に繰り越すことはできません。令和3年3月7日までに調査事業者（事務局）へ支援を受ける事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類等の提出が必要です。

問6 支援対象者（提案者）は誰になるのか。

○地方公共団体（都道府県、市町村）、観光協会、民間企業、その他地域において観光振興に取り組む団体等です。ただし、地方公共団体以外の場合は、地方公共団体との連携を必須とします。

問7 観光地域づくり法人(DMO)と連携や調整は必要か。

○地域 DMO・地域連携 DMO のマネジメントエリアに含まれない市町村もあるため、必須ではありません。ただし、多様な関係者との連携した取組が望ましいと考えています。

問8 同一市町村内で複数の応募は認められるのか。例えば2,000万円の事業を3件申請することは可能か。

○同じ市町村であっても複数の応募は可能です。

問9 新規のイベントも支援の対象となるのか。既存のイベント限定か。

○新規のイベントも支援の対象となります。

問10 対象はインバウンドだけか。国内旅行者も対象となるのか。または両者とも対象可能か。

○国内居住者を主なターゲットとし、将来的なインバウンドへの活用も見据えた取組としてください。

問11 令和3年3月7日より後に開催予定のイベントは、支援の対象になるか。

○支援の対象にはなりません。令和3年3月7日までに調査事業者（事務局）へ支援を受ける事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類等の提出が必要です。

問 12 外部有識者はどのようなことをするのか。

○観光イベントにおける集客ターゲットの設定、観光資源磨き上げの方向性、効果的なプロモーション方法、安心安全に観光することができる環境作り等、事業実施にあたって地域の課題や相談に対する助言を想定しており、地域の実情をお伺いし、調査事業者（事務局）と調整したうえで派遣します。

問 13 「新しい生活様式」の実践を意識とあるが、どの程度までの取組が求められるのか。

○業種毎のガイドラインの実践は必須であり、観光客がより安心安全に観光することができる環境作りをすることが重要です。各地域によって取組の内容は異なると考えておりますので、ご検討ください。

問 14 業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインを遵守することとあるが、どの業種のガイドラインを見ればよいかわからない。（スポーツイベントなど）

○例えば、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大防止ガイドライン[公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会]」など、それぞれの取組において最も適していると思われるガイドラインをご参考にしてください。

問 15 提案書に記載した金額から事業開始後に変更になっても問題ないか。

○選定時に決定した金額が上限額となり、増額は認められません。減額や内容の変更については、調査事業者（事務局）と調整のうえ実施することになります。

問 16 イベント開催に関して、入場料等を徴収することは可能か。

○イベントにおいて入場料（チケット代等）を設定しても問題ありませんが、取組の内容によっては、調査事業者（事務局）と調整の上、支援金額を減額する可能性があります。